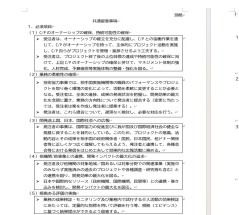


調達管理番号・案件名	
26a00361 アフリカ地域農業政策(CARD・SHEP)アドバイザー	

質問と回答は以下のとおりです。

2026年7月8日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	全体にかかる事項	各対象国のC/Pの、国外での研修への参加や本件業務専門家の業務への同行がある場合、C/Pの航空券もプロジェクト負担となるのでしょうか？	セネガル北部やモーリタニア南部の往来を含むセミナー開催の場合は基本的には車両での往来が想定され、その他飛行機での移動を含めC/Pの往来は必ずしも想定していませんが、提案を含む場合はプロジェクト負担となります。上限額内で提案ください。日当・宿泊費を計上する場合、単価については質問22への回答を参照ください。
2	7	2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容 提案を求める項目No.2	提案を求める項目として、「モーリタニアとガンビアの推進に向けた活動検討の方針と現時点で想定されるアイデア」との記載があります。こちらは、「モーリタニアとガンビアの『SHEP』推進に向けた活動検討の方針と現時点で想定されるアイデア」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。失礼しました。
3	7	第2章 特記仕様書案 【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容	No.2の「提案を求める事項」につき、「モーリタニアとガンビアの推進に向けた活動検討の方針と(中略)」と記載がありますが、正しくは、「モーリタニアとガンビアのSHEP推進に向けた活動検討の方針と(中略)」との理解で間違いないでしょうか？	ご理解の通りです。失礼しました。
4	8	第3条 実施方針及び留意事項 1. 共通留意事項	別紙「共通留意事項」のとおり、とありますが、別紙がありませんでした。共通留意事項は該当なしとの理解でよろしいでしょうか。	失礼しました。以下のとおり共通留意事項及び共通業務内容を追加します(別添同じものを本ファイルに添付しています)。 
5	9	第4条 実施方針及び留意事項 2. 本業務にかかる実施方針及び留意事項 (4)モーリタニア・セネガルの二国間交流等による稲作振興の推進(活動2-1)	「モーリタニアで技術普及を担うSONADERは、近年セネガルのSAEDと稲作広域協力アクションプランを策定し」とありますが、応札の公平性の観点から、この「稲作広域協力アクションプラン」を共有いただくことは可能でしょうか。	以下の資料を事業実施担当部から追加配布します。 「SAED・SONADERの稲作広域協力アクションプラン関連資料 (Concept Note)」 希望者は事業実施担当部(経済開発部 農業農村開発第二グループ第五チーム)宛にメール(以下のとおり)にて請求をお願いします。 請求先メールアドレス: edga2@jica.go.jp
6	9	第4条 実施方針及び留意事項 2. 本業務にかかる実施方針及び留意事項 (4)モーリタニア・セネガルの二国間交流等による稲作振興の推進(活動2-1)	本業務においては、モーリタニア、セネガルとの二国間での稲作振興の推進に関連して、両国の行政官が集まって、セネガル側もしくはモーリタニア側での会議の開催は想定されていますでしょうか。	可能性としては想定され得ると考えます。成果2の広域活動のアイデアとしてプロポーザルで提案いただき、予算は上限額内で計上ください。
7	11	第3条 実施方針及び留意事項 (7) モーリタニアとガンビアにおけるSHEP推進の検討・実施(活動3-1、3-2)	「モーリタニアとガンビアを中心にSHEP展開に向けた計画の検討と活動の企画・実施及び支援(ガンビア)」と記載がありますが、ガンビアでもSHEP展開に向けた活動の支援だけではなく、活動の実施も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。または、活動の支援のみを想定されておりますでしょうか。	現地のニーズ、活動予算内で実施できる範囲に応じて活動の支援を行っていただく想定です。
8	12	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 活動2-2および活動2-3	活動2-2および活動2-3については、セネガル川流域コメバリューチェーン強化プロジェクト(PAPRIZ3)の専門家からの情報提供を受けて詳細な活動内容を決めていくことになっております。研修・会議の開催に予算が必要になった場合は、変更契約で対応いただき、今回のプロポーザルには経費を計上しなくて良いとの理解でよろしいでしょうか。	現時点でのアイデアをベースにプロポーザルに含めることを検討ください。
9	13	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第4条業務の内容 2. 本業務に係る事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 活動2-3	「セネガル南部との比較分析を踏まえた研修・技術移転の可能性を検討する。情報収集の一環として、現地ニーズ・優先度に応じてSHEP紹介のためのセミナーや研修を実施する。」と記載がございますが、比較分析する「セネガル南部」とは、セネガル南東部及びカザマンズにおける稲作強化プロジェクトのことでしょうか？CARDでのSHEP活用を考えて紹介することでしょうか？	以下訂正します。 「情報収集の一環として、セネガル南部との比較分析を踏まえた研修・技術移転の可能性を検討する。現地ニーズ・優先度に応じてSHEP紹介のためのセミナーや研修を実施する。」 セネガル南部における稲作の動態との比較を通じ、必要に応じて「セネガル南東部及びカザマンズにおける稲作強化プロジェクト」で培われた知見や教材などを活用した技術移転の可能性も検討いただくことを想定しています。
10	13	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 【成果2に関わる活動】活動2.4	「セネガル南部との比較分析を踏まえた研修・技術移転の可能性を検討する。情報収集の一環として、現地ニーズ・優先度に応じてSHEP紹介のためのセミナーや研修を実施する。」とありますが、稲作振興とSHEPが混同された記載になっています。この文章の内容が正しいか、改めて確認させていただきます。	以下訂正します。 「情報収集の一環として、セネガル南部との比較分析を踏まえた研修・技術移転の可能性を検討し、現地ニーズ・優先度に応じてSHEP紹介のためのセミナーや研修を実施する。」
11	13	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 活動2-3、活動2-4、活動2-5	第4条 業務の内容に記載の活動2-3、活動2-4、活動2-5と案件概要表の活動2-3～活動2-5が異なりますが、第2条 業務の背景(P.8)に記載のある通り、「【2】特記仕様書(案)」の活動番号に合わせてプロポーザルを作成することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。特記仕様書の活動番号に合わせてください。

12	13	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 【成果3に関わる活動】活動3-1	「農業省関係者を対象にSHEPの基礎を理解する人材を育成するための研修・ワークショップの実施を支援する。」とありますが、この研修・ワークショップの実施主体は誰が想定されているでしょうか。	(モーリタニアまたはガンビアの)農業省の関係者主導の活動を、本アドバイザーが支援することを想定しています。
13	13	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 活動2-4	「セネガル南部との比較分析を踏まえた研修・技術移転の可能性を検討する。情報収集の一環として、現地ニーズ・優先度に応じて SHEP 紹介のためのセミナーや研修を実施する。」とありますが、「CARD推進のためのセミナーや研修を実施する」との理解でよろしいでしょうか。	以下訂正します。 「情報収集の一環として、セネガル南部との比較分析を踏まえた研修・技術移転の可能性を検討し、現地ニーズ・優先度に応じてSHEP紹介のためのセミナーや研修を実施する。」
14	13	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 活動3-2、活動3-3	「モーリタニア・ギニアにおける本邦研修・広域研修への参加者選定を支援する。」とありますが、こちらは、『モーリタニア・ガンビア』における本邦研修・広域研修への参加者選定を支援する。」との理解でよろしいでしょうか。	失礼いたしました。以下訂正します。 「活動3-2・活動3-3 ●モーリタニア・ガンビアにおける本邦研修・広域研修への参加者選定を支援する。」
15	13	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 活動3-2、3-3	活動3-2および活動3-3として5つの活動がまとめて記載されていますが、上3つが活動3-2、下2つが活動3-3に該当するとの理解でよろしいでしょうか。 また指示書のP.9 第3条実施方針及び留意事項(3)に「活動3-2のなかでガンビアにおけるSHEP関連の活動進捗が期待される」と記載されている一方、指示書のP.11 第3条実施方針及び留意事項(7)に「モーリタニアとガンビアにおけるSHEP推進の検討・実施(活動3-1、3-2)」と記載があります。成果3-1に関する活動のうちガンビアに関連する活動は活動3-1および3-2(3-3は含まない)という理解でよろしいでしょうか。	基本的には「5つの活動のうち上3つが活動3-2、下2つが活動3-3に該当するとの理解」で結構ですが、これらの活動は一体であり、不可分であると考えています。 あわせて以下訂正させていただきます。 「(7)モーリタニアとガンビアにおけるSHEP推進の検討・実施(活動3-1、3-2)」 「(7)モーリタニアとガンビアにおけるSHEP推進の検討・実施(活動3-1～3-3)」
16	16	第5条 報告書等 2. 技術協力作成資料	業務完了報告書に添付する(1)各種研修・セミナーでの教材・資料について、仏語や現地語への翻訳費用、文章校正費用等は見積りに計上することは可能でしょうか。	見積(上限額内)への計上を認めます。
17	16	第5条 報告書等	ガンビア向けのワークプランのみ英語で作成し、ガンビアでの活動報告を含む業務進捗報告書および業務完了報告書の英語での作成は不要との理解でよろしいでしょうか。	ガンビアでの活動に関しては、案件終了時点でガンビア政府向けの説明用に別途簡易に活動報告資料を英語でまとめることを想定しています。 その報告資料をそのまま業務完了報告書の別添としてください。 業務進捗報告書・業務完了報告書の英語は作成不要とします。
18	17	第7条 機材調達	「本業務では、機材調達は想定していない。」とありますが、P23、P24の対象国の便宜供与では、事務機器やWi-Fiはないとのこと。プロジェクト業務を実施するにあたり、コピー機(複合機)やWi-Fi設備の調達が必要と考える場合には別見積として計上すべきでしょうか。 また、現地でのデータ収集や蓄積、その分析、また会議やワークショップの準備・開催に使用するという目的でのノートパソコンや、その他事業実施上で必要となる機材の購入を検討している場合、別見積として計上するべきでしょうか。	パソコンや周辺機器、モバイルプリンタ等の事務機器は、消耗品(一般業務費の雑費)や機材として調達することは想定していません。これら機器について、日常業務として使用する場合は、受注者自らが用意していただくことになります。しかし、活動内容によって、これら事務機器に特段の必要性がある場合には、プロポーザルにおいて必要理由を明記した上で上限額内で計上・提案してください。
19	19	別紙 案件概要表 3. 事業概要 (1) プロジェクトサイト／対象地	モーリタニアの対象地については、「ヌアクショット特別州、トルザ州、インシリ州、ダーヘル・ヌアディブ州(西サハラ地域国境地帯を除く)、ブラクナ州、ゴルゴル州」となっていますが、インシリ州やダーヘル・ヌアディブ州(西サハラ地域国境地帯を除く)といった地域は、今般公示のあった業務の対象地となりますでしょうか。また対象地となるようであれば、この2州はどのような活動の対象地とお考えでしょうか。	失礼しました。インシリ州、ダーヘル・ヌアディブ州については要請書に含まれないため対象としません。当該箇所については削除ください。
20	20	別紙 案件概要表 4. 事業の枠組み (2) 主な活動	「2-2 上記アクションプランの実施にあたり、PAPRIZ3が作成した推奨稲作技術に関するマニュアル等、過去のJICA協力のアセットを活用して両国関係機関による取組を支援する。」について、「PAPRIZ3が作成した推奨稲作技術に関するマニュアル等」がどのようなものか、共有いただくことは可能でしょうか。	配付資料中、「セネガル川流域コメバリューチェーン強化プロジェクト」業務実施報告書第2期」2章をご参照願います。
21	20	別紙 案件概要表 4. 事業の枠組み (2) 主な活動	「2-4 PAPRIZ3終了後にSAED主導のコメバリューチェーン協議委員会の開催及び策定済アクションプランのフォローアップを支援する。」について、SAED主導のコメバリューチェーン協議委員会において策定済のアクションプランがどのようなものか、共有いただくことは可能でしょうか。	配付資料中、「セネガル川流域コメバリューチェーン強化プロジェクト」業務実施報告書第2期」2章をご参照願います。
22	21	第2章 特記仕様書案 別紙 案件概要表 4. 事業の枠組み その他特記事項	プロジェクトサイトにおける関係者への脅威・リスクに応じた安全対策を講じる。 安全管理部承認の必要な地域(モーリタニア国ブラクナ州、ゴルゴル州)に渡航する際は、最新のJICA安全対策措置に則り、安全管理部からの渡航承認の取得、先方政府カウンターパートやローカル人材の同行、夜間移動の制限等の必要な措置を講ずる。 配布資料で、先方政府の出張旅費規程の額では適切な宿泊施設の確保が困難である旨の記載があります。本業務の円滑かつ安全な実施のため、同行するカウンターパートの出張旅費(宿泊費、日当、交通費の不足分等)が必要かと思いますが、想定される宿泊費、日当、交通費の不足分を定額計上していただけないでしょうか？ 定額計上が難しい場合は、それぞれの単価をご教授ください。	業務従事者同行するカウンターパートの出張旅費(宿泊費、日当、交通費)については原則として先方政府負担となります。プロジェクト活動の開始後、実際に先方政府の出張旅費では出張先での宿泊施設の確保が困難であるなど活動の支障をきたす場合には、改めて必要性について発注者と先方政府や受注者との間で協議を行い、やむを得ない状況であれば、契約変更による増額を検討します。
23	23	2. 業務実施上の条件 (3) 配布資料	ガンビア国「農業アドバイザー」業務完了報告書の別添資料について共有していただくことは可能でしょうか。	SHEP関連資料3点のみ追加配布します。希望者は事業実施担当部(経済開発部 農業農村開発第二グループ第五チーム)宛にメール(以下のとおり)にて請求をお願いします。 請求先メールアドレス:edga2@jica.go.jp
24	23	2. 業務実施上の条件 (3) 配布資料	「202516214 モーリタニア 農業政策アドバイザー 要請書」のファイルを開くことができないため、開ける形式のものを再度共有いただけますと幸いです。	失礼いたしました。差替え版を配布させていただきますので、希望者は事業実施担当部(経済開発部 農業農村開発第二グループ第五チーム)宛にメール(以下のとおり)にて請求をお願いします。 請求先メールアドレス:edga2@jica.go.jp

25	23	2. 業務実施上の条件 (3) 配布資料	「202515757 セネガル 農業政策アドバイザー 要請書」は内容が「モーリタニア国農業アドバイザー業務 現地業務 結果報告書 第4次現地業務 20260131.pdf」と同一となっております。再度、「202515757 セネガル 農業政策アドバイザー 要請書」を共有いただけますと幸いです。	失礼いたしました。差替え版を配布させていただきますので、希望者は事業実施担当部(経済開発部 農業農村開発第二グループ第五チーム)宛にメール(以下のとおり)にて請求をお願いします。 請求先メールアドレス:edga2@jica.go.jp
26	23	第3章 2. 業務実施上の条件 (2)業務量目途と業務従事者構成案	「セネガルからモーリタニアへの横移動も可能。」とありますが、空路だけではなく、陸路での移動も認められておりますでしょうか。	認められます。
27	23	2. 業務実施上の条件 (1) 業務工程	業務工程は、2026年9月～2028年12月となっておりますが、契約履行期間(P. 1)は2026年9月～2028年11月、案件概要表の事業実施期間は2026年8月～2028年8月となっております。業務工程に記載の期間が正と考えればよろしいでしょうか。	「2026年9月～2028年12月」を正としてください。
28	26	第3章 4. 見積作成にかかる留意事項 (9)その他留意事項	各対象国での業務際しての車両やドライバーの備上について、貴機構が指定するレンタカー会社やドライバーはありますでしょうか。それとも、コンサルタント側が確保し契約することを想定されていますか。ご教示ください。また前者の場合、既に規定されているレンタカー会社のレートやドライバーの給与額等があれば、併せてご教示ください。	指定レンタカー会社等はございません。
29	26	4. 見積書作成にかかる留意事項 (9)その他留意事項	指示書内に特に記載がありませんが、各対象国のC/Pの各対象国内もしくは国外での研修への参加や本件業務専門家の業務への同行に際し、日当や宿泊費、交通費、航空賃等を本件業務から支払う必要がありますでしょうか。またその必要がある場合、C/Pに対する出張旅費規程(各国国内の出張、セネガル⇄各国等国外への出張)についてご教示ください。	日当・交通費については質問22への回答を参照ください。 航空賃については質問1への回答を参照ください。

共通留意事項

1. 必須項目

(1) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(2) 業務の柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、業務の方向性について発注者に提言する（変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う。

(3) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(4) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(5) 根拠ある評価の実施

- 業務の成果検証・モニタリング及び業務内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

3. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、活動結果、成果の達成度、今後に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中の動結果、目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。